

第3次  
三重地震対策アクションプログラム

【中間案（修正）】

平成23年3月

## 第1編

<b>第1 第3次三重地震対策アクションプログラム策定の背景</b>	1
1. 地震対策をめぐる近年の状況	1
(1) 大規模地震の切迫性	1
(2) 近年の地震災害	1
(3) 被害想定調査結果	2
(4) 三重県の地震対策の取組	2
2. 三重県の減災目標と現状	2
3. 第2次三重地震対策アクションプログラムの成果と課題	4
<b>第2 第3次三重地震対策アクションプログラムの基本的事項</b>	9
1. 目的	9
2. 位置づけ	9
3. 実施主体	9
(1) 県民	9
(2) 事業者	10
(3) 行政	10
4. 重点アクションの設置	10
5. 進行管理	11
(1) 計画期間	11
(2) 進行管理	11
(3) 三重風水害等対策アクションプログラムの見直しについて	11
6. 地震対策の将来にむけて	11
<b>第3 第3次三重地震対策アクションプログラムの施策体系</b>	13
1. 施策体系～施策目標と施策の柱～	13
2. 施策の柱	15
<b>第4 重点アクション</b>	19
1. 重点アクションの位置づけ	19
2. 重点アクションのねらいと構成アクション	19
(1) 【重点アクション1】住宅等の耐震化	20
(2) 【重点アクション2】津波対策の推進	20
(3) 【重点アクション3】防災教育と人材の育成	21
3. 重点アクションの進行管理	22

**第2編**

<b>第1 第3次三重地震対策アクションプログラムの項目</b>	23
<b>第2 第3次三重地震対策アクションプログラム</b>	24
I 防災文化の醸成	
1. 防災知識の普及	
施策項目 (1) 地震調査研究の推進	
施策項目 (2) 防災啓発の充実	
2. 地域を守る人づくり	
施策項目 (3) 防災教育の推進	
施策項目 (4) 防災に関する人材育成	
施策項目 (5) 人材活用体制の充実	
3. 地域防災力の向上	
施策項目 (6) 県民自らによる防災行動の促進	
施策項目 (7) ボランティア活動体制の充実	
施策項目 (8) 企業防災活動の促進	
施策項目 (9) 防災訓練の実施	
II 被害の軽減（減災）	
4. 避難対策の強化（人的被害の軽減）	
施策項目 (10) 津波避難体制の強化（ソフト対策）	
施策項目 (11) 津波対策施設の整備（ハード対策）	
施策項目 (12) 避難対策の促進	
施策項目 (13) 災害時の情報収集・集約、情報提供体制の整備	
施策項目 (14) 災害時要援護者対策の推進	
5. 地震災害に強い地域づくり（人的被害の軽減）	
施策項目 (15) 個人住宅の耐震化	
施策項目 (16) 県・市町有施設の耐震化	
施策項目 (17) 医療施設・社会福祉施設の耐震化	
施策項目 (18) 学校の耐震化等の推進	
施策項目 (19) 民間施設等の耐震化	
施策項目 (20) 地震に強いまちづくりの推進	
施策項目 (21) 帰宅困難者対策の推進	
施策項目 (22) 孤立・救援対策の推進	
施策項目 (23) 広域応援体制、防災関係機関との連携	
6. 経済的被害の軽減	
施策項目 (24) 経済的被害の軽減	
III 応急体制の確立	
7. 応急体制の充実	

施策項目（25）災害対策本部機能の充実強化

施策項目（26）市町防災力の向上

施策項目（27）緊急輸送等の体制整備

施策項目（28）医療救護体制の充実強化

#### 8. 災害復旧・生活安定対策の充実

施策項目（29）災害復旧体制の充実

施策項目（30）心のケア等被災者の健康管理の推進

施策項目（31）被災者支援・復興体制の充実





## 第1編

# 第1 第3次三重地震対策アクションプログラム策定の背景

## 1. 地震対策をめぐる近年の状況

### (1) 大規模地震の切迫性

三重県に重大な影響を及ぼすおそれのある地震として東海地震、東南海・南海地震や内陸活断層による地震が想定されています。

三重県では、東海地震の想定震源域の見直しによって、平成14年4月に「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災対策強化地域に18市町村（平成22年12月現在10市町）が指定されました。また、平成15年7月に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、同年12月に県内全域が地震防災対策推進地域に指定されました。

地震調査研究推進本部の発表によれば、大規模地震の今後30年以内の発生確率は、東南海地震で70%程度、南海地震で60%程度（平成23年1月1日時点）、東海地震は、いつ発生してもおかしくないとされ、3地震とも今世紀前半の発生が懸念されています。

### (2) 近年の地震災害

近年では、東海地震の想定震源域付近である駿河湾を震源とする地震（平成21年8月）が発生しました。国（気象庁）では、東海地震との直接の関係はないと判断しましたが、その震源が東海地震の想定震源域に近いことから、創設以来、初めて東海地震に関連する情報（東海地震観測情報）が発表されました。

また、内陸活断層を震源とする地震として、新潟県中越地震（平成16年10月）、能登半島地震（平成19年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）などの地震も発生しています。これらの地震では、人的被害に加え、中山間地の集落において交通だけでなく情報においても孤立がおこり、安否や被害の確認、高齢者などの避難生活維持などに課題が生じました。県内にも6つの主要な活断層があることから、内陸活断層による地震にも留意しておく必要があります。

一方、国外では四川地震（平成20年5月）やチリ地震（平成22年2月）など大規模地震が発生し、甚大な被害を引き起こしたことは記憶に新しいところです。特に、チリ地震では、わが国の太平洋沿岸にも津波が到達し、幸いに人的被害は発生しなかったものの、津波浸水予測地域において住民の適切な避難が行われなかつたなどの問題がありました。

### (3) 被害想定調査結果

東海地震や東南海・南海地震は、過去の発生例やこれまでの研究成果から、3つの地震が連動して発生する可能性が指摘されています。三重県が平成17年3月に取りまとめた被害想定調査結果では、これらの地震が同時発生すると、三重県内において、最大で死者が4,800人、家屋全壊が約66,100棟という甚大な被害が想定されています。

また、県内主要活断層による地震においても、大きな被害が想定されています。

### (4) 三重県の地震対策の取組

三重県では、平成14年度に「三重地震対策アクションプログラム」、平成19年度に「第2次三重地震対策アクションプログラム」を作成し、地震対策について、総合的・計画的な取組を進めてきました。

また、平成21年3月には、「自助」「共助」「公助」の基本理念のもと、地震災害のみならず、風水害その他の自然災害およびこれらの複合型災害にも対応できる地域社会の実現をはかるため「三重県防災対策推進条例」を制定しています。

「第3次三重地震対策アクションプログラム」は、第1次（平成14～18年度）、第2次（平成19～22年度）を引き継ぐ計画で、平成23～26年度において、県、市町、地域や県民の皆さんを取り組むべき地震対策アクションを体系化したものです。

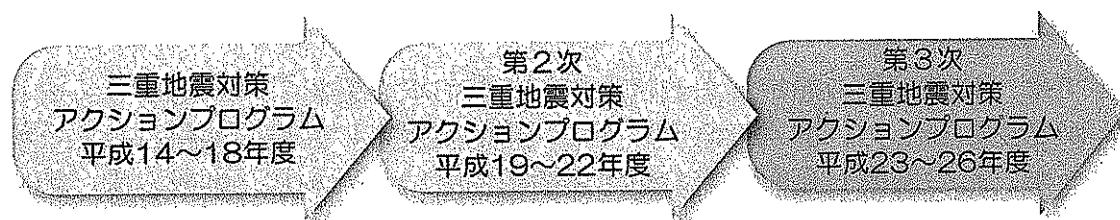
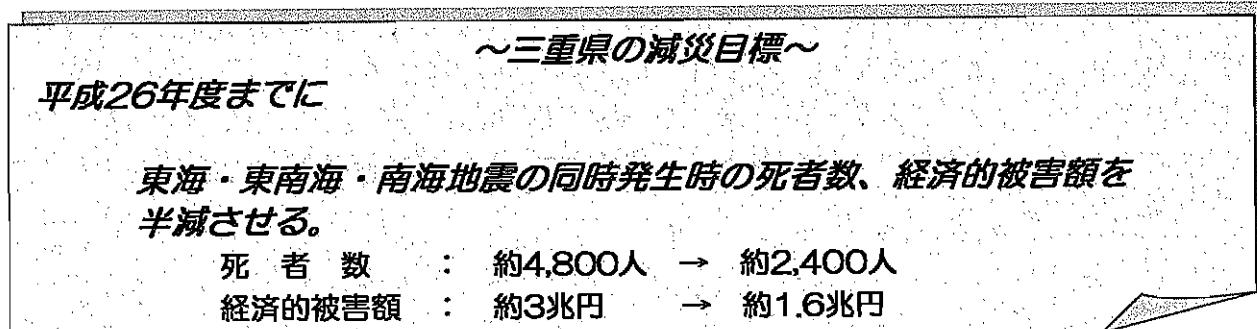


図1 三重県の地震対策の取組

## 2. 三重県の減災目標と現状

国（中央防災会議）では、平成17年3月に「地震防災戦略」が策定されました。これを受け「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、「三重県の減災目標（県版「地震防災戦略」）」を定め、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティアな





どの皆さんや、県、市町、防災関係機関などの多様な主体が連携・協働し、総合的な地震対策を進めてきました。

しかしながら、次頁に示すように、これまでの進捗状況は芳しくなく、平成26年度までに「三重県の減災目標」を達成するためには、「第3次三重地震対策アクションプログラム」において、さらに取組を強化する必要があります。

**死者数 約4,800人を** **約2,400人へ！**

【平成26年度までに約2,400人減少】

#### 揺れによる死者数の軽減

住宅の耐震化等 約1,300人 (平成22年度現在約490人減達成)

耐震化に伴う出火の減少 約40人  
目標約820人減

土砂災害危険箇所の解消 約340人

(揺れによる想定死者数約1,680人)

津波避難意識の向上 (平成22年度現在約180人減達成)

目標約1,040人減

津波避難施設の整備 (平成22年度現在約420人減達成)

目標約540人減

(津波による想定死者数約3,100人)

**経済的被害 約3兆円を** **約1.6兆円へ**

【平成26年度までに約1.4兆円減少】

(平成22年度現在約0.8兆円減達成)

資産喪失による被害額の軽減  
目標約1.4兆円減

(平成22年度現在約90億円減達成)

生産活動被害額の軽減  
目標約200億円減

被害額は、「被害想定調査」の倒壊家屋などの想定被害量をもとに算出しました。

### 3. 第2次三重地震対策アクションプログラムの成果と課題

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、平成19年度から平成22年度にかけて、3つの施策目標のもとに、5つの施策の柱、30の施策項目、97のアクションを取り組んできました。

次頁以降に、4年間の取組の成果と課題を整理しました。

章節の番号は、「第2次三重地震対策アクションプログラム」の番号に準じています。

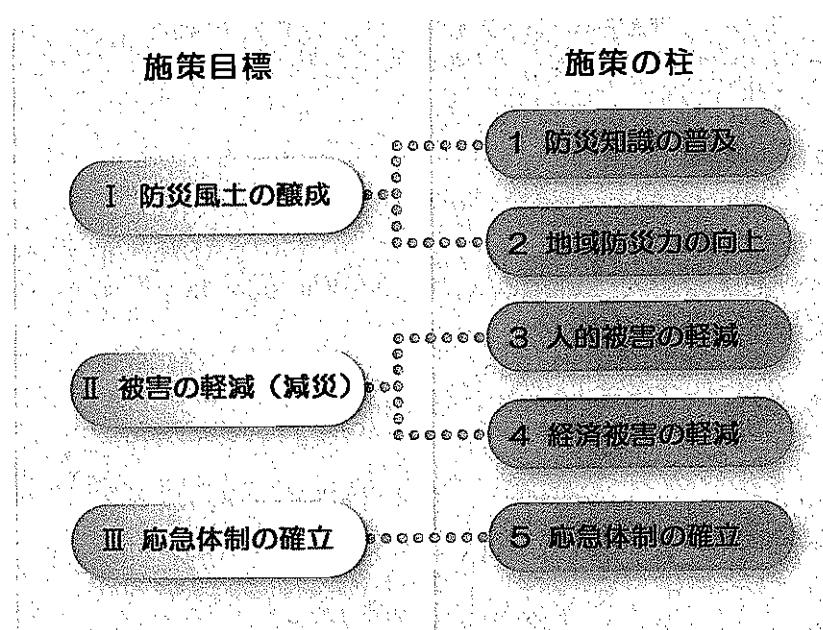


図2 第2次三重地震対策アクションプログラムの施策目標と施策の柱



## I 防災風土の醸成

### 1. 防災知識の普及

#### 施策項目：地震調査研究の推進、防災啓発の充実、防災教育の推進

毎年行っている「防災に関する県民意識調査」では、県民の皆さんの地震への関心は90%前後で推移し、「自助」の取組の素地が整いつつあるといえます。

4年間の取組として、県民の「自助」の取組を促進するため、テレビ、ラジオでの防災番組の放送、地震防災講演会の開催、市町の防災マップ、防災パンフレットの作成支援など、防災知識の普及・啓発とともに活断層調査や災害伝承のための体験談の発掘などを行いました。

また、次世代の防災を担う児童・生徒などを対象とした防災教育の一環として防災教育推進校の指定なども行いました。

しかしながら、防災に関して自助の取組を行っている県民の割合は39.1%（平成18年度）から43.5%（平成22年度）にとどまっており、一定の効果は見られるものの、目標50%には達していません。

また、自宅周辺の危険箇所、活断層の認知度はそれぞれ30%弱、約50%と低い水準で推移しました。

今後の課題として、県民の皆さん一人ひとりが「自助」の取組をはじめる、あるいは進めるために、災害を身近にせまる危険として認識してもらえるよう、これまでの取組に加え、さらに効果的な啓発が必要と考えられます。

また、県民の防災への取組が一時的なものではなく、継続し、三重の防災文化として定着するために、学校教育などを通じて、20年、30年先を見据えた次世代の防災の担い手育成を推進していくことも課題です。

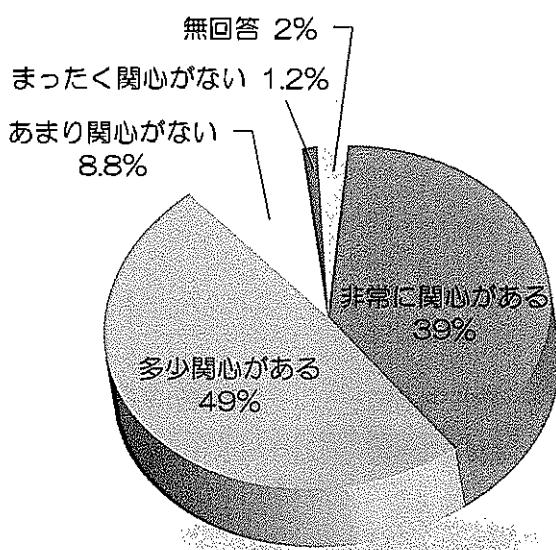


図3 海溝型地震への関心  
(平成22年度)

「防災に関する県民意識調査」のアンケート回収数  
平成22年度：2,947件  
平成18年度：2,769件

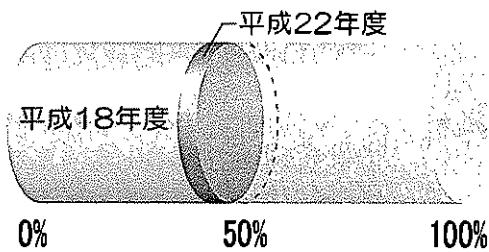


図4 「自助の取り組み」を行っている人の割合

## 2. 地域防災力の向上

### 施策項目：県民自らによる防災行動の促進、ボランティア派遣体制の整備、企業防災活動の促進、防災に関する人材の育成

これまでの取組により、自主防災組織の整備が進み、地域防災力の基礎となる体制が整いました。

しかしながら、「防災に関する県民意識調査」によれば、県民の地域の防災活動への参加率は26.2%（平成18年度）から38.1%（平成22年度）へ増加したものの、地域に自主防災組織があることを知らない方が約50%となっており、「共助」が十分に浸透していない状況にあります。今後は、自主防災組織を活性化とともに、県民が地域の防災活動に参加しやすい「共助」のしくみづくりを進めていくことが課題です。

企業では「業務継続計画（B C P）」などの整備が未だ十分でなく、企業の災害時の応急対策や事業への影響などが懸念される状況です。今後は企業防災における人材育成を継続的に進めることや、さらに取組を進めて、地域の一員でもある企業と地域の協力体制を構築することが必要です。

また、県民、企業、行政だけでなく、ボランティアなども含めた、知識や技術を有する人材の育成に努め、「美しきおこし・三重さきもり塾」の開講などが行われました。人材の育成は継続的に行なうことが大切で、学校における防災教育と同様に、長期的な視点に立った育成とともに、育成した人材を有効にいかしていくしくみも必要です。



図5 過去1年の間に、住まいの地域や職場での防災活動に「参加した」人の割合（平成22年度）

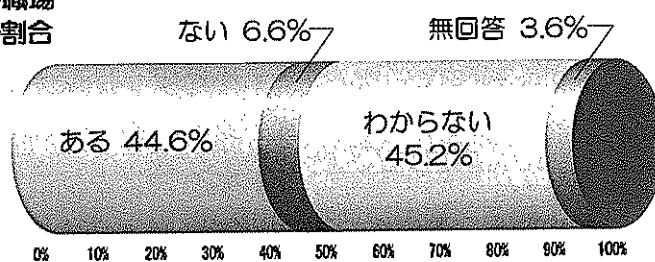


図6 地域の自主防災組織を認識している人の割合（平成22年度）



## II 被害の軽減（減災）

### 3. 人的被害の軽減

**施策項目：津波対策の推進、個人住宅の耐震化、県・市町有施設の耐震化、医療施設・社会福祉施設の耐震化、学校施設の耐震化、民間施設等の耐震化、地震に強いまちづくりの推進、避難対策の促進、災害時要援護者対策の推進、孤立対策の促進、帰宅困難者対策の推進、医療救護体制の充実強化**

地震被害想定の結果、人的被害の主な原因は、ひとつは建物の倒壊、もうひとつは津波によるものでした。

そこで、「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、建物倒壊による人的被害の軽減をめざし、個人住宅、公共施設、医療施設、社会福祉施設、学校施設、多数の人が利用する集客施設などの耐震化を進めるとともに、津波による人的被害の軽減をめざした津波避難施設の整備に努めてきました。

その結果、公共施設、学校施設の耐震化などは順調に進んだものの、人的被害の軽減に最も影響する個人住宅の耐震化は十分に進捗していません。また、平常時も稼動している医療施設、集客施設などについても耐震化が十分ではありません。今後は人的被害の軽減に重点を置き、個人住宅の耐震化をはじめとした各種施設の耐震化を強力に進めていくことが必要です。

津波避難施設についても沿岸地域で順次整備が行われてきましたが、目標を達成するにはいたっていません。今後は、人的被害軽減のため早急に津波避難施設を整備していくことが重要な課題です。

また、災害時の被災者支援のための備えとして、入所型社会福祉施設での食料備蓄、中山間地域を有する市町での孤立対策推進計画の策定支援、帰宅困難者支援のための災害時帰宅支援ステーションの協定締結、負傷者救護のための医療救護マニュアルの整備などを進めてきました。

DMA T運用計画の策定など、広域医療体制の整備は順調に進んでいるものの、入所型社会福祉施設の食料備蓄率（3日分以上）は57%（平成21年度末）で、孤立対策、帰宅困難者支援なども、進捗は十分ではありません。

今後は、整備した体制が災害時に有効に機能するために、訓練を実施していくとともに、各医療施設間の連携体制を構築し、より効果的な医療救護体制を整備していくことが課題です。

### 4. 経済的被害の軽減

**施策項目：経済的被害の軽減**

当該項目は他の施策の柱と重複するため、他の施策を参照してください。

### III. 応急体制の確立

#### 5. 応急体制の確立

**施策項目：防災訓練の実施、災害対策本部機能の充実強化、市町防災力の向上、災害時の情報収集・伝達、広報活動体制の確立、緊急輸送道路の整備、交通対策の促進、災害時における応急給水体制等の確立、災害廃棄物対策の促進、住宅応急対策の促進、被災者支援体制の整備、震災復興体制の整備**

災害時の応急対策の基盤となるハード面の整備では、広域的な災害時応急対策活動の拠点として東紀州、伊勢志摩広域防災拠点施設の整備が完了し、伊賀広域防災拠点施設についても整備に着手することができました。

また、市町の合併とともに防災行政無線の再整備や全国瞬時警報システムなどを着実に進めてきました。

ソフト面では、災害発生時の応急活動を整理した、災害対策活動計画および同マニュアル、災害時広報マニュアル、災害時応急給水計画などの各種マニュアル、計画を整備することができました。今後は、これらのマニュアル、計画をより実効性のあるものとしていくために、訓練を通じ必要に応じた改訂、見直しを行うことが必要です。

また、災害対策の第一線にある市町の防災力の向上に資するため、市町防災力診断、アドバイザーの派遣などを行い、支援を行ってきましたが、市町の防災力向上のためには、人員・ノウハウ不足に悩む市町に対し、さらなる支援が必要です。



## 第2 第3次三重地震対策アクションプログラムの基本的事項

### 1. 目的

三重県に大きな影響を及ぼすことが懸念される地震として、東海地震、東南海・南海地震や内陸活断層による地震が想定されています。東南海地震、南海地震は、今後30年以内に発生する確率が、それぞれ70%程度、60%程度と評価<sup>\*1</sup>されています。

しかしながら、地震がいつ起こるかは正確には予測できません。それは明日かもしれませんし、30年後かもしれません。いつ起きてもおかしくない地震に対し、「第3次三重地震対策アクションプログラム」は、中長期を展望し、「その日」に向け「自助」「共助」「公助」の理念のもと、地震のみならず複合型災害にも対応できる地域社会の実現をはかるため、県や市町、防災関係機関による取組だけでなく、県民の皆さんをはじめ自主防災組織、企業、NPOなどの多様な主体と連携・協働した総合的な地震対策を進めることとし、その過程における計画期間（4年間）の各アクションを設定したものです。

\*1：地震調査研究推進本部による評価

### 2. 位置づけ

「第3次三重地震対策アクションプログラム」は第2次（平成19～22年度）を引き継ぐ計画で、第2次の各アクションのうち継続して取り組むもの、発展して取り組むもの、さらに社会状況の変化や近年の地震の教訓をふままで新たに取り組むものとして、平成23～26年度において、県民、事業者、行政が取り組むべき地震対策アクションを整理したものです。

また、「第3次三重地震対策アクションプログラム」は「三重県防災対策推進条例第10条第2項」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を推進するための行動計画と位置づけます。

### 3. 実施主体

「第3次三重地震対策アクションプログラム」は第2次に引き続き多様な主体の協働による行動計画と位置づけ、それぞれの主体（県民、事業者、行政）が役割を担い、連携・協働して地震対策の取組を推進します。

なお、それぞれの主体に期待される主な役割は次のとおりです。

#### （1）県民

自らの身の安全は自ら守る「自助」の考えに基づき、自分の命や生活を守る活動を行う個人

自らの地域は皆で守る「共助」の考えに基づき、地域防災活動を担う団体、自主防災組織、防災ボランティアなど

(期待される主な役割)

- 自然の脅威を知り、正しい防災知識をもつ。
- 住宅の耐震化、家具の固定、非常時の食料備蓄など、大規模地震に備える。
- 災害時には迅速に避難などを行う。
- 平常時から防災訓練などを実施して、地域防災力の向上に取り組む。
- 災害時には行政や他の地域団体と連携・協働して、救助・救援活動に取り組む。

## (2) 事業者

企業、医療法人、学校法人など

(期待される役割)

- 従業員や施設の安全確保に取り組む。
- 企業における防災計画・業務継続計画（B C P）の作成に取り組む。
- 地域の自主防災組織、N P Oなどと連携・協働して、災害時要援護者や帰宅困難者に対する支援活動などの防災活動に取り組む。

## (3) 行政

県、市町、防災関係機関など

(期待される役割)

- 自主的な防災活動が継続して実施される気運を一層高める施策を推進する。
- 減災のための防災基盤の整備を推進する。
- 災害時における活動体制を一層強化する。

## 4. 重点アクションの設定

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では東海・東南海・南海地震が同時発生した場合に想定される死者数、経済的被害を平成26年度までに半減させることを目指とし、各種の施策に取り組んできました。

しかしながら、前述のとおり人的被害の減少が十分に進んでいるとは言えません。

そこで、いつ起きてもおかしくない大規模地震への備えとして、速やかに被害を軽減するための取組を重点的に推進していく必要があります。

被害の軽減には従来の行政（県、市町など）が主体となったハード対策（津波避難

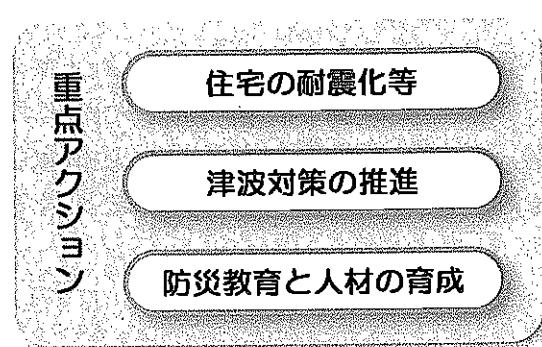


図7 第3次三重地震対策アクションプログラムで設置する重点アクション

施設の整備・確保、防潮堤の整備、災害拠点の耐震化など)だけでは十分ではありません。

何よりも県民の皆さん一人ひとりが防災意識を高め、地震災害に備えた行動を起こすことが不可欠です。

「第3次三重地震対策アクションプログラム」では「三重県の減災目標」に直結する取組を重点アクションとして明示して取り組みます。そして、県民の皆さん一人ひとりが家庭で、職場で、そして地域で地震対策に取り組む、県民による防災運動を行うことにより減災目標の達成をめざします。

## 5. 進行管理

### (1) 計画期間

計画期間は平成23年度～26年度までの4年間とします。

### (2) 進行管理

アクションの実効性を確保するために、主担当部がすべてのアクションに目標値を設定して毎年度目標達成に向けた進行管理を行います。

なお、アクションプログラムの全体の進捗状況については、防災危機管理部で取りまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、重点アクションについては、年次目標の達成状況を管理します。

### (3) 三重風水害等対策アクションプログラムの見直しについて

「第3次三重地震対策アクションプログラム」と関連した「三重風水害等対策アクションプログラム」の取組の目標数値などは、「第3次三重地震対策アクションプログラム」の策定にあわせて見直しを行います。

## 6. 地震対策の将来にむけて

「第3次三重地震対策アクションプログラム」では、計画期間（4年間）の各アクションを設定しました。個々のアクションには期間を定めて達成し、完了するべきものもありますが、地震対策は4年間で完結するものではなく、いつ起きてもおかしくない「その日」に向けて弛まず続けていくべきものです。

「第3次三重地震対策アクションプログラム」では、三重県の総合的な地震対策の理想の姿として、4年後、そしてその先の将来における「自助」「共助」「公助」のあり方を想定し、これを実現するための礎となるよう策定しました。

### ○県民の意識による「自助」と地域の絆による「共助」

県民一人ひとりが高い「自助」の意識と「その日」に向けた備えができるいると

ともに、地域において県民一人ひとり、家庭、事業者、学校、NPO、ボランティア、行政など多様な主体がそれぞれの持ち味を活かした防災の担い手となり、相互に協力し、防災活動への参加を通じて、より一層強まった地域の絆による「共助」が定着した安全・安心な三重県を目指します。

### ○地域が主役となる防災への自立的な取組

従来の行政が主体となる「公」から、防災を絆として結ばれた地域が主役となり、地震そのものに向けた備えだけでなく、復興のあり方など、「その日」そして「その後」においても継続する防災文化の定着した三重県をめざします。



## 第3 第3次三重地震対策アクションプログラムの施策体系

### 1. 施策体系～施策目標と施策の柱～

「第3次三重地震対策アクションプログラム」では、第2次に引き続き3つの「施策目標」のもとに、「施策の柱」、「施策項目」、「アクション」を位置づける体系を踏襲し、かつ第2次の成果と課題の検証をふまえ、地域を守る人づくり、避難対策等の強化、地震災害に強い地域づくり、災害復旧・生活安定対策の充実を新たな施策の柱として位置づけました。

#### I 防災文化の醸成

県民一人ひとりが、家庭、職場、地域において積極的に防災活動に取り組み、次世代の人材を地域で育成するとともに、こうした取組を県民の生活に定着した防災文化として引き継いでいくために、「防災文化の醸成」を施策目標とします。

#### II 被害の軽減（減災）

県民の身体・生命の安全を第一とし、避難対策等の強化（津波からの避難など）や地震災害に強い地域づくり（住宅の耐震化など）など、津波や建物倒壊などによる人的・経済的被害を早急に軽減するために、「被害の軽減（減災）」を施策目標とします。

#### III 応急体制の確立

発災時において、国・市町・防災関係機関などと連携し、救助・救援活動、医療活動、輸送手段の確保など、初動活動の迅速化や災害復旧体制の充実をはかるために、「応急体制の確立」を施策目標とします。

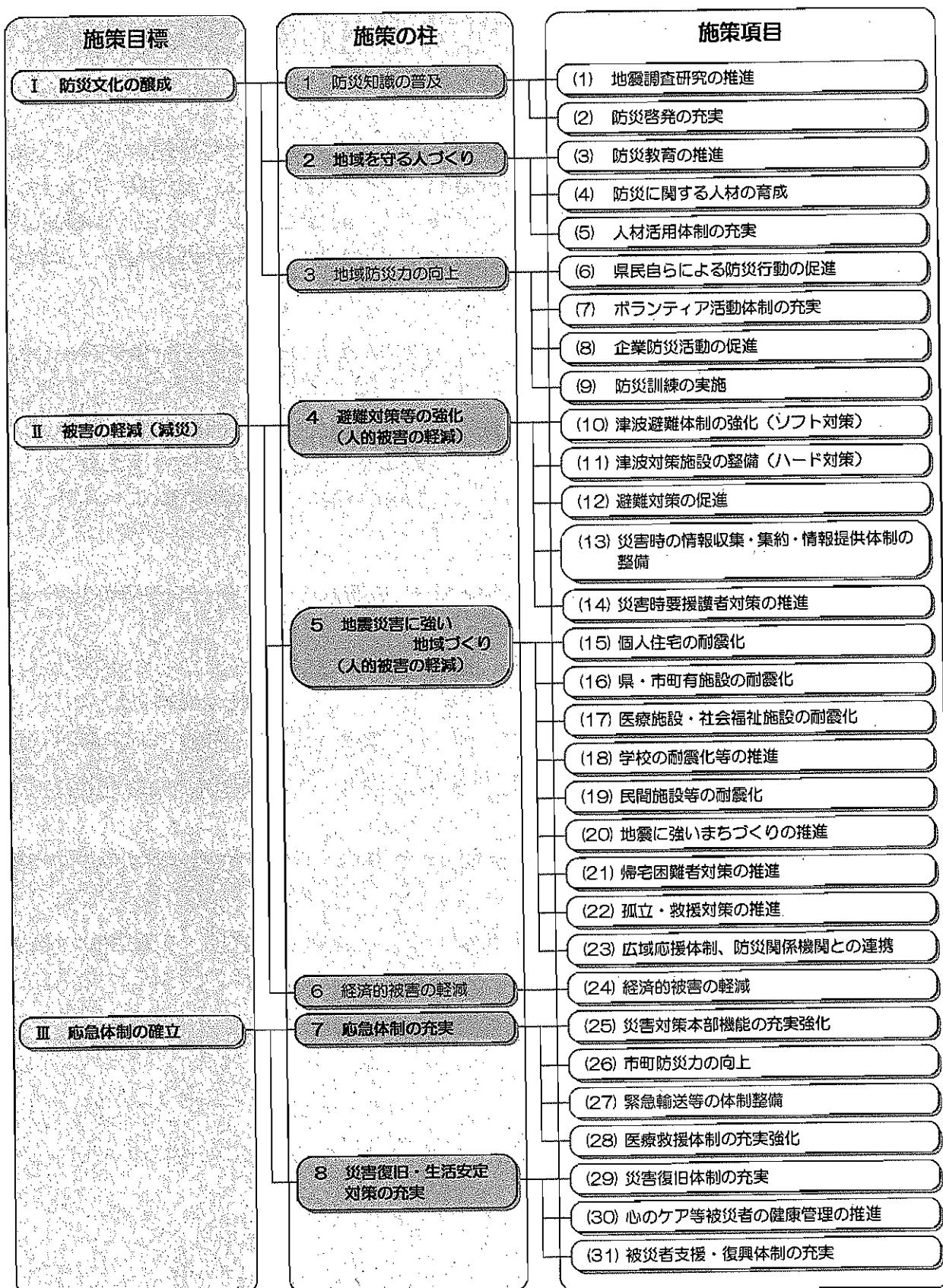


図8 第3次三重地震対策アクションプログラムの施策体系



## 2. 施策の柱

### 施策目標 I 防災文化の醸成

#### 施策の柱 1 防災知識の普及

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では、県民の「自助」の取組を促進するため、テレビやラジオによる防災啓発番組の放送、地震防災講演会・シンポジウムの開催、市町の防災マップや防災パンフレットの作成支援など防災知識の普及・啓発とともに、活断層調査や災害伝承のための体験談の発掘などを行ってきました。

しかしながら、自助の取組を行っている県民の割合は43.5%（平成22年度）、自宅周辺の危険箇所の認知度は30%弱、活断層の認知度は約50%と未だ十分な水準とはいえません。

そこで、引き続き県内の活断層調査などをを行うとともに、県民の自助、共助の取組状況を把握するため県民意識調査を行います（地震調査研究の推進）。また、マスメディアの活用や市町のパンフレットの作成・配布支援、地震防災講演会・シンポジウムの開催などによる防災啓発を継続しつつ、さらに、効果的な啓発を加え（防災啓発の充実）、正しい防災知識の普及と防災意識の向上に取り組んでいきます。

#### 施策の柱 2 地域を守る人づくり（新）

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では地域の防災活動の主体である県民、自主防災組織、企業、行政などの災害対応力の向上をめざし、研修、訓練、連携のためのしくみづくりや人材育成を推進してきました。また、次世代の防災の担い手の育成のため、学校における児童・生徒への防災教育に取り組みました。

これらの取組は一定の成果をあげていますが、ひとたび中断すれば断絶あるいは風化してしまうおそれがあり、継続していくことが何より大切です。

そこで、三重の防災文化を定着させるために、新たに地域を守る人づくりを施策の柱とし、20年・30年先を見据えた次世代育成（防災教育の推進、防災に関する人材育成）を進めるとともに、育成した人材を有効に活用していくしくみづくり（人材活用体制の充実）を進め、地域の防災力を高めます。

#### 施策の柱 3 地域防災力の向上

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では地域の防災を担う県民一人ひとり、地域の自主防災組織、地域の一員である企業、そしてボランティアなどが防災活動に参画するしくみを整備してきました。

しかしながら、地域に自主防災組織があることを知らない方が50%強と、十分に認知されていないことや、地域防災活動への参画のしくみができても、その参加率が低い（38.1%（平成22年度））などの課題があります。また、地域の絆が希薄になってきていることによる自主防災組織の存続の問題や、高齢者が増える中での災害時要援護

者への対応など、近年の社会状況に対応する必要があります。

そこで、県民をはじめとして、N P O、事業者などの多様な主体が地域防災活動に参画する機会を拡大します（県民自らによる防災行動の促進、ボランティア活動体制の充実、企業防災活動の促進）。また、地域防災活動をより実効性のあるものに改善していくため、防災訓練の実施を支援し（防災訓練の実施）、地域の災害対応力を向上させる取組を進めます。

## 施策目標Ⅱ 被害の軽減（減災）

### 施策の柱4 避難対策等の強化（人的被害の軽減）（新）

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では津波への対策として防災訓練への参加促進や津波避難施設の整備、防潮堤・堤防の整備や防潮扉・水門の動力化など人的被害を軽減するための取組を進めてきました。

しかしながら、防災訓練への参加率が38.1%と防災意識の向上が停滞していることや、津波避難施設の整備が進展していないことなどから、「第2次三重地震対策アクションプログラム」での津波による想定人的被害の軽減は十分に進みませんでした。

そこで、「第3次三重地震対策アクションプログラム」では新たに避難対策等の強化（人的被害の軽減）を施策の柱とし、想定人的被害がもっとも大きい津波災害から県民の身体・生命の安全を確保することに重点を置き、津波に備えた防災訓練などのソフト対策（津波避難体制の強化）と、津波避難施設の確保、防潮堤・堤防の整備などのハード対策（津波対策施設の整備）の両面から総合的に人的被害の軽減を推進していきます。

また、津波に限らず地震にともなう複合的な災害への対処として、安全な避難のための避難路の整備、避難所の耐震化など（避難対策の促進）や災害時の応急対策を迅速に行うための情報収集・集約、県民の皆さんのが安全な避難行動や安否確認を行うための情報提供体制の整備（災害時の情報収集・集約、情報提供体制の整備）、災害時に情報の入手、単独での避難などが難しい高齢者、外国人などの災害時要援護者の自助の取組、地域での共助の取組を促進します（災害時要援護者対策の推進）。これらにより、迅速かつ適切な避難対策の強化に取り組みます。

### 施策の柱5 地震災害に強い地域づくり（人的被害の軽減）（新）

東海地震、東南海・南海地震や内陸活断層による地震において、津波とともに人的被害の大きな原因となると予想されているのが建物などの倒壊によるものです。この建物などの倒壊による人的被害を軽減するためには、まず住宅の耐震化を進めていく必要があります。

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では住宅の耐震診断や補強工事等への助成制度の整備や制度の周知などを進めましたが、十分に進んでいるとはいえない。



また、災害に強い地域をつくるためには、住宅の耐震化だけでなく災害対策の拠点となる公共施設や学校施設、医療施設、社会福祉施設、道路施設、ライフライン施設などの耐震化も必要です。

そこで、「第3次三重地震対策アクションプログラム」では新たに**地震災害に強い地域づくり（人的被害の軽減）**を施策の柱とし、住宅の耐震化等による建物被害から県民の身体・生命の安全を確保することに重点を置き、個人住宅の耐震化を促進するとともに、災害時の応急活動、医療活動などを行う県・市町有施設、医療施設、社会福祉施設の耐震化（県・市町有施設の耐震化、医療施設・社会福祉施設の耐震化）や、就業、就学中の被害を軽減するために地震に強いまちづくりを進める（学校の耐震化等の推進、民間施設等の耐震化、地震に強いまちづくり）ことにより、被害の軽減をはかります。

また、大規模地震が発生し、公共交通機関の停止や道路の不通などにより生じる帰宅困難、孤立地区の発生などに対応するため、帰宅支援方法などの検討、広域孤立地区避難・救援対策の検討を行います（帰宅支援者対策の推進、孤立・救援対策の推進）。

さらに、災害時の迅速な応急対策、救援活動を行うため、あらかじめ国、近隣各県と連携した広域応援体制、防災機関との連携体制の整備を行います（広域応援体制、防災関係機関との連携）。

## **施策の柱6 経済的被害の軽減**

近年の地震災害の事例では、地震にともなう人的被害だけでなく、住宅や家財の喪失、企業資産の喪失が地域の産業や経済に与える影響は極めて大きく、その回復が容易でないことが課題として浮かび上がってきてています。

そこで、県民の身体・生命の安全確保だけでなく、個人そして企業などの事前の減災対策を進め経済被害を軽減するため、**経済的被害の軽減**を施策の柱とします。

## **施策目標Ⅲ 応急体制の確立**

### **施策の柱7 応急体制の充実**

「第2次三重地震対策アクションプログラム」では災害対策本部機能の強化、市町の防災力の向上、緊急輸送・交通対策などのマニュアル作成や業務継続計画などの体制の整備（ソフト対策）と、基盤の整備（ハード対策）に取り組み、計画的に整備が進捗したなどの成果がありました。

今後、各種マニュアル・計画を職員などが防災訓練などを通じて改善を行うなど、より実効性のある応急体制を構築・強化していく必要があるのに加え、基盤の整備では緊急輸送道路などの継続的整備のほか、情報基盤整備の強化も必要です。

また、人員・ノウハウ不足などから災害対策が十分行えないおそれがある市町に対して支援していく必要があります。

そこで、より一層、応急体制の充実をはかるため、応急対策活動要領の見直し、広

域防災拠点の整備などを通じた県の災害対策本部機能の強化や、市町防災力診断を通じた市町の防災力向上のための取組支援を行います（災害対策本部機能の強化、市町防災力の向上）。

さらに、災害時の応急活動、医療救護活動を円滑に行うため、緊急輸送道路の整備や広域医療体制の整備、医療を支える人材育成などに取り組みます（緊急輸送等の体制整備、医療救護体制の充実強化）

### 施策の柱8 災害復旧・生活安定対策の充実（新）

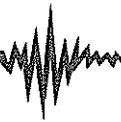
「第2次三重地震対策アクションプログラム」では災害発生直後における応急給水や災害廃棄物の処理、住宅の危険度判定と応急仮設住宅の建設などのしくみ（計画、マニュアルなど）を整備してきました。

また、地震により生活基盤に大きな影響を受けた被災者への支援（生活相談など）や震災復興のしくみを速やかに整備するための、復旧・復興マニュアルの策定を進めています。

今後は、これらの計画、マニュアルを訓練・研修などにより県、市町、防災関係機関などの職員などが習熟するとともに、被災者の心のケア対策など近年の災害事例や今後の教訓をふまえて改訂していく必要があります。

そこで、災害発生後の県民生活によりきめ細かく対応できるように、災害復旧・生活安定対策の充実を新たに施策の柱として設け、ライフラインなどの耐震化や復旧体制の整備、被災者の心のケアや健康管理を推進します（災害復旧体制の充実、心のケア等被災者の健康管理の推進）。

また、災害後の復旧・復興を円滑に行うために、あらかじめ被災者への救援・生活支援を行うための生活支援体制の整備を進めます（被災者支援・復興体制の充実）。



## 第4 重点アクション

### 1. 重点アクションの位置づけ

「第3次三重地震対策アクションプログラム」では、3つの施策目標（防災文化の醸成、被害の軽減（減災）、応急体制の確立）や、東海・東南海・南海地震が同時発生した時の死者数、経済的被害を平成26年までに半減させる「三重県の減災目標」のもと、総合的かつ計画的に個別のアクションに取り組んでいきます。

その中でも特に「三重県の減災目標」に直結する次の3つを「重点アクション」とし、「第3次三重地震対策アクションプログラム」の中核として、特に力点を置いて進めます。

### 2. 重点アクションのねらいと構成アクション

「三重県の減災目標」のうち人的被害として、揺れによる死者数と津波による死者数を減少させるための取組は、耐震化と津波対策であることは言うまでもありません。

しかしながら、減災目標を達成するための条件としては、県民の防災意識が向上していることが必要です。そのため、正しい防災意識を身につけ減災に向けた機運を高めるための啓発活動の実施、地域・企業内における防災リーダーの育成や、東海地震、東南海・南海地震の発生が懸念される近い将来において社会の中核を担う子どもたちへの防災教育などを進める必要があります。

「第3次三重地震対策アクションプログラム」では、「住宅等の耐震化」や「津波対策の推進」など減災に直結する取組を進めるうえで不可欠で密接に関係する「防災教育と人材の育成」も重点アクションに位置づけ、対応する構成アクションを次頁のとおりとします。





### 【重点アクション1】住宅の耐震化等

平成7年の兵庫県南部地震では、犠牲となった方の約8割が木造建物の倒壊によるものといわれています。

また、「三重県の減災目標」では、揺れによる建物倒壊による想定死者数約1,300人のうち、約780人の死者数減少をめざしています。

【重点アクション1】では、生活の基本となる住宅を対象として、減災に効果がある次の構成アクションを進めることにより、必要な減災量（22頁参照）の達成をはかります。

構成 アクション	目標項目	目標値				取組内容	主担当部	他の 取組 主体
		H23	H24	H25	H26			
強震動対策の促進	耐震シェルター等設置数（累計）	6基	18基	30基	42基	耐震シェルター・耐震ボードなどの導入促進、家具固定の促進により強震動対策をはかる。	防災危機管理部	県民事業者市町
耐震化の普及啓発	安全な住まいの割合	83.3%	85.0%	86.7%	88.4%	県ホームページなどによる普及啓発を実施する。	県土整備部	県民事業者市町
住宅改修の相談に対応できるアドバイザー養成						住まい改修アドバイザーの登録を実施する。	県土整備部	県民市町
住宅の耐震化等						木造住宅耐震診断、耐震補強などを支援する。	県土整備部	県民事業者市町

### （2）【重点アクション2】津波対策の推進

東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合の津波による想定死者数は約3,100人と全体の約65%を占めており、「三重県の減災目標」の達成には津波対策の推進による人的被害の軽減が不可欠です。

【重点アクション2】では、迅速・的確な避難行動の促進や施設整備を進めため、減災に効果がある次の構成アクションに取り組み、必要な減災量（22頁参照）の達成をはかります。



構成 アクション	目標項目	目標値				取組内容	主担当部	他の 取組 主体
		H23	H24	H25	H26			
地域住民による津波避難計画等の充実	より実践的な津波避難計画の策定率	25%	50%	75%	100%	津波避難計画などについて充実をはかる。	防災危機管理部	県民市町
津波避難訓練の実施・参加促進	自主防災組織訓練実施率	82%	88%	94%	100%	津波避難訓練の実施・参加を促進する。	防災危機管理部	県民事業者市町
津波避難施設の整備・確保	整備施設数(累計)	5施設	10施設	15施設	20施設	津波避難施設の整備、避難ビルの協定締結を促進する。	防災危機管理部	県民事業者市町
津波避難路・津波避難用街路灯の整備	整備数(累計)	15件	30件	45件	60件	避難所へ迅速に避難するための整備を行う。	防災危機管理部	市町

### (3) 【重点アクション3】防災教育と人材の育成

【重点アクション3】では、【重点アクション1】と【重点アクション2】の取組を支えるため、次の構成アクションにより、県民の防災意識の向上をはかり、減災目標の達成をめざします。

構成 アクション	目標項目	目標値				取組内容	主担当部	他の 取組 主体
		H23	H24	H25	H26			
子どもと大人が共に学ぶ実践型訓練	訓練実施回数(累計)	15回	30回	45回	60回	県が直接支援する訓練により子どもと大人がともに防災意識の向上をはかる。	防災危機管理部	県民市町
学校における防災教育の実施	防災教育推進校指定校数(年度毎)	20校	20校	20校	20校	防災教育推進校の指定および防災教育を推進する。	教育委員会	市町
防災コーディネーターの育成	新規育成者数(累計)	50人	100人	150人	200人	地域防災力向上の担い手となる防災コーディネーターを育成する。	防災危機管理部	県民事業者市町
自主防災組織リーダー等の人材育成	受講者数(累計)	180人	360人	540人	720人	自主防災組織活動活性化のためにリーダー研修を実施するとともに、市町の研修を促進する。	防災危機管理部	市町

構成 アクション	目標項目	目標値				取組内容	主担当部	他の 取組 主体	
		H23	H24	H25	H26				
「美し国おこし・三重さきもり塾」による人材育成	育成人数 (年度毎)					特別課程修了者 10人/年 入門コース修了者 30人/年	「美し国おこし・三重さきもり塾」を活用し、専門知識を有した人材の育成を行う。	防災危機管理部	県民事業者市町
市町、地域、企業等への人材紹介	人材活用件数 (累計)	100人	200人	300人	400人		防災分野に秀でた人材を登録し、活用を望む団体への紹介を行う。	防災危機管理部	県民事業者市町
地域の優良事例の紹介・表彰	みえの防災大賞応募団体数 (年度毎)	35団体	40団体	45団体	50団体		地域の優れた取組に対して表彰し、周知を行う。	防災危機管理部	県民事業者市町

### 3. 重点アクションの進行管理

重点アクションは、その成果が「三重県の減災目標」の達成に重要な役割を果たすことをふまえ、毎年、構成アクションの各目標値への進行管理に加え、減災目標の達成状況の確認も行います。加えて、重点アクションについては、地震対策に精通した学識経験者などの専門家による進行状況の確認を行い、推進方法・減災効果について、評価・助言を得て、以降の重点アクションに反映させることとします。

これまでの取組(H19~22) による達成人数(内訳)		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	減災人数合計
1,090 人	住宅の耐震化等による減災人数	490 人	83 人	83 人	83 人	820 人
			4 年間の小計 330 人			
	津波避難意識の向上による減災人数	180 人	215 人	215 人	215 人	1,580 人
		420 人	30 人	30 人	30 人	980 人
4 年間の小計 980 人						2,400 人

平成26年度までの減災目標 死者数 2,400人減

図10 重点アクションの進行管理（年次別目標）

**第2編は12月の中間案時点の内容を添付しています。**

## 第2編

### 第1 第3次三重地震対策アクションプログラムの項目

施策目標 (3)	施策の柱 (8)	施策項目 (31)	アクション (145)
I 防災文化の醸成	1 防災知識の普及	(1) 地震調査研究の推進	4
		(2) 防災啓発の充実	8
	2 地域を守る人づくり	(3) 防災教育の推進	5
		(4) 防災に関する人材育成	7
		(5) 人材活用体制の充実	4
	3 地域防災力の向上	(6) 県民自らによる防災行動の促進	7
		(7) ボランティア活動体制の充実	3
		(8) 企業防災活動の促進	5
		(9) 防災訓練の実施	12
II 被害の軽減(減災)	4 避難対策等の強化 (人的被害の軽減)	(10) 津波避難体制の強化(ソフト対策)	6
		(11) 津波対策施設の整備(ハード対策)	4
		(12) 避難対策の促進	5
		(13) 災害時の情報収集・集約、情報提供体制の整備	5
		(14) 災害時要援護者対策の推進	9
	5 地震災害に強い地域づくり (人的被害の軽減)	(15) 個人住宅の耐震化	4
		(16) 県・市町有施設の耐震化	2
		(17) 医療施設・社会福祉施設の耐震化	2
		(18) 学校の耐震化等の推進	3
		(19) 民間施設等の耐震化	1
		(20) 地震に強いまちづくりの推進	9
		(21) 帰宅困難者対策の推進	2
		(22) 孤立・救援対策の推進	1
		(23) 広域応援体制、防災関係機関との連携	3
	6 経済的被害の軽減	(24) 経済的被害の軽減	-
III 応急体制の確立	7 応急体制の充実	(25) 災害対策本部機能の充実強化	7
		(26) 市町防災力の向上	6
		(27) 緊急輸送等の体制整備	4
		(28) 医療救護体制の充実強化	5
	8 災害復旧・生活安定対策の充実	(29) 災害復旧体制の充実	6
		(30) 心のケア等被災者の健康管理の推進	2
		(31) 被災者支援・復興体制の充実	4

## 第2 第3次三重地震対策アクションプログラム

「第3次三重地震対策アクションプログラム」では、これまで実施してきた「第2次三重地震対策アクションプログラム」の取組の成果と課題の検証結果により継続(発展)する取組や、新たな取組を基礎に構成しています。また、今後4年間の地震対策を実施するにあたって、「減災」を実現するため特に必要な「三重風水害等対策アクションプログラム」のアクションについても合わせて体系的に記載しました。

まず、施策項目ごとに取組の概要を記載しています。次にアクションごとに、計画期間の取組の結果(成果)を測るための目標項目、目標値を記載するとともに、その目標値を達成するための取組内容、主担当部を記載しています。

また、「自助」「共助」「公助」による連携・協働する対象として、他の取組主体を記載しています。

なお、個別アクションの前の「◎」印は、「三重風水害等対策アクションプログラム」において平成22年度から23年度の早期に着手するアクションであることを表し、「○」印は「三重風水害等対策アクションプログラム」実行年度終了の平成26年度までに、完了するアクションであることを表しています。



### 【アクションの記載例】

I 防災文化の醸成	←施策目標の番号と名称を記載しています。
1 防災知識の普及	←施策の柱の番号と名称を記載しています。
施策項目（1）地震調査研究の推進	←施策項目の番号と名称を記載しています。

施策項目での県の取組などの概要を記載しています。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の取組主体
※ 1	※ 2	※ 3	※ 4	※ 5	※ 6

※1 アクション 施策を推進するための具体的な取組（アクション）の名称を記載しています。また、冒頭の【】は、次のとおり区分して記載しています。

#### 【重点】 重点アクションの構成取組

【新規】 「第3次三重地震対策アクションプログラム」での新たな取組

【風水害等】「三重風水害等対策アクションプログラム」と同様の取組

※2 目標項目 当該アクションが達成すべき目標項目を記載しています。

※3 目標値　　目標項目の平成26年度末での状態、4年間の取組量、または毎年の取組量などを記載しています。

下段の（ ）内は、目標値に対する平成22年度末の現状値を記載しています。（「第2次三重地震対策アクションプログラム」と同内容の取組のみ）

※【風水害等】と記載のアクションについては、平成20年度末の現状値を記載しています。（継続アクションのみ）

※4 県の取組内容 当該アクションに係る県の主な取組内容を記載しています。

※5 主担当部 中心となって担当する県の担当部名を記載しています。

※ 6 他の取組主体 墓以外のアクションの取組主体を次に上り記載しています。

## I 防災文化の醸成

### 1 防災知識の普及

#### 施策項目（1）地震調査研究の推進

東海地震、東南海・南海地震や活断層による大規模地震が発生した場合、県内において甚大な被害が想定されています。引き続き県内の活断層調査などを行うとともに、県民の自助、共助の取組状況を把握するため「防災に関する県民意識調査」を実施します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①活断層調査の実施	活断層地図の更新	1回	県内の活断層地図を更新する。	防災危機管理部	—
	主要活断層調査数	検討中(0本)	県内の主要活断層の調査を実施する。		
②防災意識調査の定期的実施	調査回数	1回/年 (1回/年)	地震対策の効果測定及び地震対策の基礎データを得るため「防災に関する県民意識調査」を実施する。	防災危機管理部	—
【風水害等】 ③大学・研究機関との連携強化	共同研究数	1 研究/年 (1研究/年)	複合型災害について、共同研究を実施するなど大学・研究機関と連携を強化する。	防災危機管理部 他関係部局	市町
◎ 【風水害等】 ④災害記録の蓄積	災害記録のデータベース化	1回/年	災害記録のデータベース化(蓄積)を行う(災害年報)。	防災危機管理部	市町

## 施策項目（2）防災啓発の充実

県民一人ひとりが日ごろから防災意識を高め、地震に対する備えをしていくことが三重県全体の防災力を向上させることにつながります。マスメディアやパンフレットの活用による防災啓発や地震防災講演会・シンポジウムの開催などによる防災啓発を継続します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①マスメディアを活用した啓発			防災啓発番組の制作・発信を実施する。	防災危機管理部	事業者 市町
②パンフレット・防災マップによる啓発	防災に関し自助の取り組みを行っている県民の割合	50% (43.9%)	市町のパンフレット・防災マップ作成を促進する。	防災危機管理部	県民 事業者 市町
③地震防災講演会・シンポジウムの開催・参加促進			シンポジウムを開催するとともに市町の地震防災講演会開催を促進する。	防災危機管理部	県民 事業者 市町
【新規】 ④体感・体験型の防災啓発の実施	検討中	検討中	実体験に近い体感・体験を通じた、啓発活動を実施する。	防災危機管理部	県民 市町
【新規】 ⑤災害映像の「見える化」による防災啓発の推進	検討中	検討中	災害映像(津波)を活用し「見える化」で啓発活動に取り組む。	防災危機管理部	県民 市町
◎ ⑥e-カレッジによる防災・危機管理啓発の実施	啓発回数	2回/年	消防団や自主防災組織のリーダーなどを対象に、消防庁のインターネットによる教育教材の活用などを呼びかけ、自己研鑽の啓発を推進する。	防災危機管理部	県民 事業者 市町
【風水害等】 ⑦三重防災対策推進条例の普及啓発	認知度	25% (5.9%)	平成21年3月に制定した三重県防災対策推進条例の周知を図る。	防災危機管理部	県民 事業者 市町



アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
◎ 【風水害等】 ⑧ハザードマップ作成支援	市町説明会回数	1回/年	M-GISを活用したハザード情報の複合型ハザードマップ作成支援を行う。	防災危機管理部	県民事業者 市町

## 2 地域を守る人づくり

### 施策項目（3）防災教育の推進

学校における防災教育や地域と連携した防災学習を通じて、「自助」「共助」の重要性や正しい防災知識の普及をはかっていきます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①地域に根ざした防災教材の作成	防災啓発資料・教育教材の作成件数	1回/年	県民の意識啓発に活用するため啓発資料・教育教材を作成する。	防災危機管理部 教育委員会	県民 市町
【重点】 ②学校における防災教育の実施	防災教育推進校指定校数	272校 (172校)	防災教育推進校の指定及び防災教育を推進する。	教育委員会	市町
【重点】【新規】 ③子どもと大人が共に学ぶ実践型訓練	検討中	検討中	子どもと大人が訓練を通じ、防災意識の向上をはかる。	防災危機管理部	県民 市町
◎ 【風水害等】 ④学校における体験型学習の推進	出前授業実施校数	100校/年	学校の防災教育において、地震対策と合わせた風水害等に関する啓発を実施する。	防災危機管理部 教育委員会	県民 市町
【風水害等】 ⑤教職員への防災研修の実施	受講者数	1,900人 (851人)	教職員への防災研修を実施する。	教育委員会 生活・文化部	市町 事業者

## 施策項目（4）防災に関する人材育成

地域における防災活動を効果的に実践するには、防災に関する専門的な知識を持った人材や災害時に地域に貢献できる人材が必要です。大学、企業、市町などと連携して研修や訓練を実施し、防災に関する人材を育成していきます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
【重点】 ①防災コーディネーターの育成	育成者数	50名/年	地域防災力向上の担い手となる防災コーディネーターを育成する。	防災危機管理部	—
【重点】 ②自主防災組織リーダー等の人材育成	受講者数	検討中	自主防災組織活動活性化のためにリーダー研修を実施するとともに、市町の研修を促進する。	防災危機管理部	市町
③企業防災担当者の人材育成	受講者数	3,500人 (1,640人)	研修を実施する企業や市町の研修を促進する。	防災危機管理部	事業者 市町
④消防職員、消防団員の訓練の充実	消防学校教育修了者数	年8,000人増 (21,233人)	消防職員団員等の教育訓練を実施する。	防災危機管理部	市町
⑤自治体職員の防災研修	受講者数	検討中	研修を実施する市町の研修を促進する。	防災危機管理部	市町
◎ 【重点】【風水害等】 ⑥「美し国おこし・三重さきもり塾」による人材育成	育成人数	特別課程修了者10人/年 入門コース修了者30人/年	「美し国おこし・三重さきもり塾」を活用し、専門知識を有した人材の育成を行う。	防災危機管理部	県民 事業者 市町
【風水害等】 ⑦自主防災組織交流会の開催	交流会の開催回数	1回/年 (1回/年)	自主防災組織の結成及び活性化を推進するため自主防災組織の交流会を開催する。	防災危機管理部	市町

## 施策項目（5）人材活用体制の充実

防災分野に関して秀でた知識と技術を有する人材（みえ防災コーディネーター、三重のさきもりなど）を、人材・ノウハウ不足に悩む市町や地域の防災団体・企業等に紹介し、それぞれの地域等における課題解決に向けて活用をはかるしくみを構築します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
<b>【重点】</b> ①地域の優良事例の紹介・表彰	みえの防災大賞応募団体数	検討中	地域の優れた取組に対して表彰し、周知を行う。	防災危機管理部	県民事業者市町
<b>【重点】【新規】</b> ②市町、地域、企業等への人材紹介	検討中	検討中	防災分野に秀でた人材を登録し、活用を望む団体への紹介を行う。	防災危機管理部	地域事業者市町
<b>【新規】</b> ③大学と連携した防災に関する公開講座や講演等の実施	検討中	検討中	だれもが、防災を学べる「しくみ」を構築する。	防災危機管理部	市町大学
<b>【風水害等】</b> ◎ ④防災業務経験職員等の地域防災への活用	地域防災イベント参画数	9回/年	防災業務経験職員などの地域防災への活用を促進する。	防災危機管理部	県民事業者市町

## 3 地域防災力の向上

## 施策項目（6）県民自らによる防災行動の促進

地域における防災力を強化するには、自主防災組織などの地域住民が協働して地域特性に応じた防災活動を実施することが重要です。  
地域住民自らによる防災訓練・研修の実施や避難計画作成など、地域の防災活動を支援していきます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①自主防災組織による防災訓練・研修の企画・実施	自主防災組織訓練実施率	検討中	自主防災組織防災訓練・研修等の実施・参加を促進する。	防災危機管理部	県民市町



アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
②地域内備蓄・防災資機材等の整備	自主防災組織訓練実施率	検討中	防災資機材等の備蓄・整備を促進する。	防災危機管理部	県民市町
③地域防災ネットワークの充実	防災ネットワークの参加団体数	145	地域防災ネットワークの充実を図る。	防災危機管理部	県民事業者市町
【新規】 ④地域防災活動活性化促進	検討中	検討中	県内の自主防災組織の活性化を図る。	防災危機管理部	地域市町
◎ 【風水害等】 ⑤地域住民による避難計画等の作成支援	避難計画作成地区数	9 地区/年	避難計画などの作成を促進する。	防災危機管理部	県民市町
◎ 【風水害等】 ⑥消防団の充実強化	消防団員の増加数	30 人/年	消防団の充実強化を促進する。	防災危機管理部	県民事業者市町
◎ 【風水害等】 ⑦中・高・大学生等を活用した地域防災体制の検討	参加校数	5校/年	学生の参加による防災訓練などを定着化する。	防災危機管理部	事業者市町

#### 施策項目（7）ボランティア活動体制の充実

ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、防災ボランティアコーディネーターの養成や、専門技術者の協力・連携など、災害時のボランティア活動体制の充実をはかります。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①応急復旧要員の確保及び関連業界との連携体制の強化	みえ水道ボランティア制度登録者の研修・訓練実施回数	3回/年 (4回/年)	研修・訓練を実施する。	企業庁	県民事業者
◎ 【風水害等】 ②防災ボランティアとのネットワーク化	ボランティア団体との会合の実施回数	4回/年	防災ボランティアのネットワーク化を促進する。	防災危機管理部	県民市町

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
【風水害等】 ③防災ボランティアコーディネーターの養成支援	養成講座開催回数	4回/年 (4回/年)	市町や関係団体が実施する防災ボランティアコーディネーターの養成を促進する。	防災危機管理部	事業者 市町

#### 施策項目（8）企業防災活動の促進

地震による企業施設の被害は、企業活動の低下や資産喪失だけでなく、地域経済や雇用にも影響するおそれがあります。地震による被害を最小限に抑え、かつ被災した場合にも速やかな復旧、事業再開ができるよう、施設の耐震化や防災訓練の実施、防災計画や業務継続計画（BCP）の作成など企業の防災活動を促進します。

また、地域住民と連携した防災活動への参加を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①企業防災力診断の実施	診断実施回数	4回 (2回)	企業防災力診断を実施する。	防災危機管理部	事業者
②事業所防災計画・業務継続計画（BCP）作成促進	研修会実施回数	5回/年 (5回/年)	研修会を実施する。	防災危機管理部	事業者 市町
③企業の優良取組事例の紹介	事例集作成回数	3回 (1回)	優良事例を収集し、事例集の作成、配布を実施する。	防災危機管理部	事業者 市町
○ ④中小企業貸付金制度の利用促進	説明会開催回数	2回/年 (2回/年)	貸付金制度の説明会を実施する。	防災危機管理部	事業者
◎ ⑤企業防災ネットワークの活動支援	検討中	検討中	県内企業との防災に関する連携を深めるためのネットワークの充実をはかる。	防災危機管理部	事業者 市町
【風水害等】					

## 施策項目（9）防災訓練の実施

大規模地震災害が発生した場合、県民・企業・防災関係機関・市町・県が連携して応急体制を確立し、迅速かつ効果的な防災活動を行うために、総合防災訓練、図上訓練（災害対策本部運営訓練）、非常参集訓練、情報伝達訓練等の実践的な防災訓練を実施します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①総合防災訓練の実施	訓練参加者数	10 万人/年 (88,646 人)	県民の防災訓練への参加を促進する。	防災危機管理部	県民 事業者 市町
②図上訓練等の実施	訓練実施回数	12回/年 (12回/ 年)	災害対策本部運営訓練を県及び県民センター単位で実施する。	各部	事業者 市町
③非常参集訓練の実施	訓練実施回数	3回/年 (4回/年)	職員の非常参集訓練を実施する。	各部	—
④情報伝達訓練の実施	訓練実施回数	5回/年 (4回/年)	防災関係機関相互連携に関する訓練を実施する。	各部	事業者 市町
⑤市町図上訓練の実施	図上訓練実施市町数	検討中	市町の図上訓練実施を促進する。	防災危機管理部	県民 事業者 市町
◎ ⑥【風水害等】 ⑥避難所訓練の実施	実施地区数	10 地区/年	避難所での避難を体験する訓練を推進する。	防災危機管理部	県民 事業者 市町
◎ ⑦【風水害等】 ⑦広域防災拠点を活用した災害応急対策訓練の実施	訓練実施回数	1回/年	広域防災拠点を活用し救助関係機関との訓練を実施する。	防災危機管理部	事業者 市町
◎ ⑧【風水害等】 ⑧現地災害対策本部訓練の実施	訓練実施回数	1回/年	現地災害対策本部の運営訓練などを実施する。	防災危機管理部	事業者 市町
◎ ⑨【風水害等】 ⑨病院防災訓練の実施	訓練実施回数	1回/年	県立病院において災害時医療救護活動に関する実践訓練を実施する。	病院事業庁	県民 事業者 市町

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
【風水害等】 ⑩警察本部防災訓練の実施	訓練実施回数	3回/年 (3回/年)	防災意識の高揚と装備資機材の技術取得のため計画的に実施する。 ・本部防災訓練 ・機動隊の災害対応訓練 ・県訓練への参加	警察本部	市町
【風水害等】 ⑪警察署防災訓練の実施	訓練実施回数	各署 2回/年 (各署 2回/年)	防災意識の高揚と装備資機材の技術取得のため計画的に実施する。 ・警察署独自訓練の実施 ・自治体など訓練への参加	警察本部	市町
【風水害等】 ⑫ライフライン情報伝達訓練の実施	図上訓練実施回数	3回/年 (3回/年)	ライフライン企業との情報伝達訓練を実施する。	防災危機管理部	事業者 市町

## II 被害の軽減（減災）

### 4 避難対策の強化（人的被害の軽減）

#### 施策項目（10）津波避難体制の強化（ソフト対策）

津波の被害から逃れ、人的被害を軽減するためには、地域住民が力を合わせ、迅速に避難が行える体制の整備、強化が不可欠です。そのため、地域住民が主体となって、災害時要援護者の対応も含めた避難計画の作成等を行い、計画に基づく訓練を行う取組を支援します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
【重点】 ①地域住民による津波避難計画等の充実	検討中	検討中	津波避難計画等の作成を促進する。	防災危機管理部	県民 市町

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
<b>【重点】</b> ②津波避難訓練の実施・参加促進	自主防災組織訓練実施率	検討中	津波避難訓練の実施・参加を促進する。	防災危機管理部	県民 事業者 市町
<b>【新規】</b> ③津波高の表示板の設置支援	検討中	検討中	公民館、電柱等に想定津波浸水高の表示板を設置支援する。	防災危機管理部	市町
<b>【新規】</b> ④津波対策意識調査の定期的実施	検討中	検討中	「防災に関する県民意識調査」に合わせて津波対策の意識調査を行う。	防災危機管理部	—
<b>【新規】</b> ⑤避難所誘導表示設置支援	検討中	検討中	地域内に避難所への誘導表示を設置支援を行う。	防災危機管理部	地域 市町
<b>【新規】</b> ⑥津波メールの整備支援	検討中	検討中	県市町の津波避難メールの整備及び整備支援を行う。	防災危機管理部	事業者 市町

## 施策項目（11）津波対策施設の整備（ハード対策）

東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合に想定される津波の被害を軽減するため、堤防・防潮堤・水門等を整備するとともに、県民が安全かつ迅速に避難できるよう津波避難施設の整備・確保を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①堤防・防潮堤の整備	海岸整備率	検討中	堤防・防潮堤の整備を実施する。	農水商工部	市町
		67.2% (65.3%)		県土整備部	—
②防潮扉・水門の改修	計画か所整備率（県管理施設）	検討中	防潮堤・水門の開閉の自動化等の整備を実施する。	農水商工部	市町
	計画か所整備率	検討中			
<b>【重点】</b> ③津波避難施設の整備・確保	整備施設数	検討中	津波避難施設の整備、避難ビルの協定締結を促進する。	防災危機管理部	県民 事業者 市町
<b>【重点】【新規】</b> ④津波避難路・津波避難用街路灯の整備	検討中	検討中	避難所へ迅速に避難するための整備を行う。	防災危機管理部	市町

## 施策項目（12）避難対策の促進

地震による建物倒壊や津波などによる被害を軽減するため、県民が安全かつ迅速に避難できるよう避難路の整備、避難所の耐震化、市街地のオープンスペースの確保などを進めます。

また、市町などが円滑な避難誘導を行えるよう、避難体制の整備を支援します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①避難路の整備	農道整備率(県施工)	検討中	農道整備・農業集落道路整備を実施する。	農水商工部	市町
	漁港関連道路整備率(県施工)	検討中	漁港関連道路整備を実施する。		
②避難所の耐震化	自治会管理等 避難所耐震化率	検討中	市町の避難所耐震化を支援する。	防災危機管理部	県民 市町
③避難場所となるオープンスペース(公園緑地等)の整備	県民一人当たりの都市公園面積	9.51m <sup>2</sup> /人 (9.24m <sup>2</sup> /人)	避難地ともなる県営都市公園の整備を実施する。	県土整備部	市町
【新規】 ④避難体制整備モデルの実施	検討中	検討中	避難体制のモデル事業に取り組み、県内各地への普及を図る。	防災危機管理部	市町
【風水害等】 ⑤避難施設の整備・確保	避難所の現状把握回数	1回/年 (1回/年)	避難施設の整備、避難ビルの協定締結を促進する。	防災危機管理部	県民 事業者 市町

## 施策項目（13）災害時の情報収集・集約、情報提供体制の整備

大規模地震が発生した場合や津波の危険がある場合、避難情報をはじめ様々な情報を県民に伝達し、速やかに応急体制を確立する必要があります。そのため、緊急地震速報通報システム等の整備や、災害情報の掲示を実施するとともに、市町が行う災害時の広報体制の整備を支援します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①緊急地震速報通報システムの整備	緊急地震速報通報システム設置施設数	検討中	緊急地震速報通報システム設置の有効活用に関する調査を実施する。調査結果等を用いて各施設に対して啓発活動を実施する。	防災危機管理部	事業者 市町
②災害時の広報体制整備	災害時の広報マニュアルの再整備	検討中	災害時の広報マニュアルの再整備を実施する。	政策部	—
【新規】 ③ヘリコプターテレビシステム更新整備	整備施設数	7施設	機上設備、地上設備、可搬設備を整備する。	警察本部	—
【新規】 ④災害情報等の掲示	検討中	検討中	新たな手段で、災害情報の伝達を行う。	防災危機管理部	—
◎ ○ ⑤市町災害対策本部支援要員の検討 【風水害等】	派遣体制の構築	検討中	災害対策本部にあらかじめ指定した要員を確保し、市町の要請に対し、迅速に派遣する体制を確保する。	防災危機管理部	市町

## 施策項目（14）災害時要援護者対策の推進

高齢者や障がい者などの災害時要援護者は、災害時の情報入手や単独での避難が困難であったり、避難所においても不自由な生活を余儀なくされるなど、様々な困難に遭遇することが想定されます。そのため、災害時要援護者の自助の取組、地域住民等による災害時要援護者への支援を促進します。また、日本語を母国語としない方々への情報の提供を進めます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①災害時要援護者の避難に配慮した施設整備及び避難誘導体制の確立	商業施設等バリアフリー化施設数	2,660施設 (1,855施設)	商業施設のバリアフリー化を促進する。	健康福祉部	事業者市町
	災害時要援護者名簿作成市町数	29市町	避難誘導体制の確立が図れるよう名簿の作成を促進する。	防災危機管理部	県民事業者市町
②地域住民による災害時要援護者対策の取組促進	災害時要援護者対策個別計画運用市町数	検討中	市町の実施する災害時要援護者対策を支援する。	防災危機管理部	県民事業者市町
③災害時要援護者向けの備蓄	入所型社会福祉施設食料備蓄率(3日分以上)	検討中	災害時要援護者用の備蓄を促進する。	健康福祉部	県民事業者市町
【新規】 ④仮設特殊トイレ等の確保・配分体制の検討	検討中	検討中	車椅子用トイレなどの仮設特殊トイレを確保するため、関係業者等と協定を結び、市町へ配分する体制を構築する。	防災危機管理部	市町
【新規】 ⑤災害時における宿泊施設等の提供に関する協定の締結	検討中	検討中	避難所生活が困難な災害時要援護者のため、協定締結団体の宿泊施設等を避難所として提供を受ける。	防災危機管理部	市町
【新規】 ⑥外国人向け防災資料の作成	検討中	検討中	外国人向け防災資料を作成・配布する。	防災危機管理部	—
【重点】 【新規】 ⑦強震動対策の促進	検討中	検討中	耐震シェルター等の導入促進、家具固定の促進により強震動対策を図る	防災危機管理部	県民市町
【新規】 ⑧2次災害防止対策の実施	検討中	検討中	災害関連死対策の実施を支援する。	防災危機管理部	市町
【新規】 ⑨聴覚障がい者への情報提供体制の整備	検討中	検討中	「三重県聴覚障がい者支援センター」を設置し、災害発生時の情報支援を行う。	健康福祉部	—



## 5 地震災害に強い地域づくり（人的被害の軽減）

### 施策項目（15）個人住宅の耐震化

東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合の住宅等の倒壊による死者数は約1,300人に及ぶと想定されています。建物被害による人的被害を軽減するため、昭和56年5月以前に建築された木造建築物等の耐震診断や耐震補強の普及啓発などの取組を一層促進していきます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
【重点】 ①耐震化の普及啓発			県ホームページ等による普及啓発を実施する。	県土整備部	県民 事業者 市町
【重点】 ②住宅改修の相談に対応できるアドバイザー養成	安全な住まいの割合	88.2% (79.3%)	住まい改修アドバイザーの登録を実施する。	県土整備部	県民 市町
【重点】 ③住宅の耐震化			木造住宅耐震診断、耐震補強等を支援する。	県土整備部	県民 事業者 市町
【新規】 ④個人住宅耐震化への支援	検討中	検討中	木造住宅の除去工事について市町支援を行う。	県土整備部	県民 市町

### 施策項目（16）県・市町有施設の耐震化

災害対策の拠点となる県庁舎・市町庁舎等の公共施設は、地震時にも確実に機能することが、応急対策上不可欠です。

そのため、災害時に迅速かつ確実な応急対策を実施するための災害拠点となる公共施設等について引き続き、計画的に耐震化を推進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①県有施設の耐震化	防災拠点となる県有施設耐震化率	100% (89.6%)	県有施設の耐震化整備を実施する。	各部	—
②市町有施設の耐震化	会議実施回数	1回/年	市町耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進する。	県土整備部	市町

### 施策項目（17）医療施設・社会福祉施設の耐震化

大規模地震が発生した場合には、県内各地において多数の負傷者が発生すると想定されています。

そのため、負傷者救護など災害時の医療活動をより確実に実施するために、災害拠点病院等の耐震化を推進します。

また、災害時に避難所となる社会福祉施設の耐震化を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①災害拠点病院・二次救急医療機関の耐震化	耐震化済病院数	27施設	国補助制度等を活用しながら、耐震化済み病院数の増加に取り組む。	健康福祉部	事業者 市町
②社会福祉施設の耐震化	耐震化調査中につき検討中	検討中	検討中	健康福祉部	事業者 市町
	避難所に指定されている社会福祉施設耐震化率	検討中	耐震化率の向上を図るため、啓発等を実施する。	生活・文化部	事業者 市町

### 施策項目（18）学校の耐震化等の推進

児童・生徒の地震時の安全確保および避難所を確実に開設、運営するため、学校施設の建築物および設備の耐震化を促進します。また、文化財所有者に災害対策に関する啓発を行います。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①公立学校施設・設備の耐震化	小中学校耐震化率	97.5% (92.2%)	市町立学校施設の耐震化を促進する。	教育委員会	市町
	県立学校耐震化率	100% (93.6%)	校舎・体育館等の耐震補強を実施する。	教育委員会	—
②私立学校施設・設備の耐震化	私立学校耐震化率	90% (75.3%)	私立学校施設の耐震化を促進する。	生活・文化部	事業者



◎ 【風水害等】 ③文化財施設の保全調査	検討会開催回数	2回/年	風水害等による文化財施設などの被害を軽減するための検討を推進する。	防災危機管理部 教育委員会	事業者 市町
-------------------------	---------	------	-----------------------------------	------------------	-----------

## 施策項目（19）民間施設等の耐震化

三重県耐震改修促進計画に基づき、多数の人が利用する集客施設等の対象建築物の耐震化を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①集客施設等の耐震化	特定建築物耐震化率	82.6% (68.8%)	所有者等に対して指導・助言を行う。	県土整備部	事業者 市町

## 施策項目（20）地震に強いまちづくりの推進

大規模地震が発生した場合には、地震による揺れや津波による建物被害、道路・橋りょう・ライフライン施設などの社会基盤の被害により、都市機能が麻痺する可能性があり、さらに、応急対策活動や復旧活動に障害が及ぶことも想定されます。このため、県全域を地震災害に強い安全な地域とし、災害時にも確実な応急対策活動ができるよう緊急輸送道路・避難路の安全性の確保を進めます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①道路施設の耐震化	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の既存橋りょうの整備率	検討中	緊急輸送道路の県管理橋りょうの耐震補強を実施する。	県土整備部	市町
	落石等危険か所整備か所数（県管理）	117か所 (75か所)	緊急輸送道路（県管理）のうち優先度の高い落石等危険か所の対策を実施する。		
②堤防・防潮堤の耐震化	耐震化整備率	検討中	堤防・防潮堤の耐震化を実施する。	農水商工部 県土整備部	市町
		49.6% (47.2%)			
③港湾における耐震強化岸壁の整備	県管理港湾（19港）耐震強化岸壁整備済港湾数	8港	漁港・港湾において、耐震強化岸壁の整備を実施する。	県土整備部	市町

④土砂災害防止対策の推進	山地災害保全率	59.8% (56.4%)	治山ダム、擁壁等の整備を実施する。	環境森林部	—
	土砂洪水災害保全率	検討中	地すべり対策、老朽ため池の整備を実施する。	農水商工部	—
⑤緊急輸送道路・避難路沿い建築物の耐震化	建物所有者等への周知率	100%	三重県耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路沿いの特定建築物の耐震化を図る。	県土整備部	県民事業者市町
⑥電線類地中化の推進	事業着手か所	7か所 (5か所)	電線類の無電柱化を推進するため、事業着手する。	県土整備部	事業者
⑦下水道施設の耐震化	地震対策緊急整備達成処理区数	4処理区	下水道施設の耐震化整備を実施する。	県土整備部	市町
⑧耐震性貯水槽等の整備	設置支援か所数	検討中	耐震性貯水槽設置を促進する。	防災危機管理部	市町
<b>【風水害等】</b> ⑨土砂災害危険箇所における災害防止事業の実施	土砂災害保全率	26.4% (25.4%)	砂防、地すべり防止対策（国土交通省）、急傾斜地対策事業等を実施する。	県土整備部	—

### 施策項目（21）帰宅困難者対策の推進

東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震が発生した時などには、鉄道やバスなどの公共交通機関が停止することが想定されます。三重県では、県外への通勤・通学者が多いため、多数の帰宅困難者が発生するおそれがあります。

また、県内を訪れる観光客も地震発生時には県内に滞留せざるを得なくなり、帰宅困難者となるおそれがあります。

そのため、近隣府県とも連携し、帰宅困難者が発生した場合の一時的な受入や帰宅経路での支援を行う帰宅支援拠点等の整備を推進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①帰宅支援方法及び支援拠点等の検討	災害時帰宅支援ステーション協定数	検討中	帰宅支援ステーションの協定締結を推進し、支援ステーションにおける支援方法を検討する。	防災危機管理部	事業者市町



◎ 【風水害等】 ②帰宅困難者対策の普及啓発の実施	啓発チラシの作成・配布回数	1回/年	帰宅困難者に対する帰宅時の心得などのチラシを作成し、普及啓発を実施する。	防災危機管理部	県民事業者市町
------------------------------	---------------	------	--------------------------------------	---------	---------

### 施策項目（22）孤立・救援対策の推進

大規模地震が発生した場合には、山間地域等では道路の寸断による交通遮断や電話の不通などによる情報遮断などがおこり、周辺地域から孤立する地区が多数発生するおそれがあります。

そのため、広域孤立地区の避難・救援対策を推進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
【新規】 ①広域孤立地区避難・救援対策の検討	検討中	検討中	孤立地区避難・救援対策の検討を行う。	防災危機管理部	市町

### 施策項目（23）広域応援体制、防災関係機関との連携

大規模地震が発生した場合には、県域の広い範囲に被害が及ぶだけでなく、近隣府県においても甚大な被害が発生することが想定されています。

また、大規模な災害発生時には、県民生活に多様な被害と影響が発生するため、関係する防災機関との連携が不可欠です。

このため、大規模災害に備えて、市町、県域を越えた防災訓練や応援協定の締結などを行い、広域連携体制を整備するとともに、上下水道、電気、ガス、電話などのライフライン関係機関、気象台、警察、消防などの防災関係機関との連携を強化していきます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①消防の広域化	検討組織参画 消防本部数	15 (8消防本部)	三重県消防広域化推進計画に基づき、広域化を促進する。	防災危機管理部	市町
②消防、警察、自衛隊、海上保安庁、気象台、医療機関等、防災危機管理関係機関相互の連携強化	連絡会議開催回数	2回/年	大規模災害や重大テロ等の危機管理事案の発生に備え防災危機管理関係機関の円滑かつ緊密な連携の強化を行う。	防災危機管理部	—

<b>【風水害等】</b> ③県境を越えた近隣府県との連携による広域的訓練の実施	訓練実施回数	2回/年 (2回/年)	県境を越えた近隣府県との連携による広域的訓練を実施する。	防災危機管理部 他関係部局	市町
---	--------	----------------	------------------------------	------------------	----

## 6 経済的被害の軽減

### 施策項目（24）経済的被害の軽減

地震災害においては、県民の身体・生命の確保はもとより、県民生活への影響を最小限に抑えるとともに、速やかに復旧、復興し、県民生活を再建することが必要です。

そのため、防災啓発の充実をはかるとともに、建築物の耐震化や地震に強いまちづくり、津波対策を進め、合わせて企業の防災活動を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
他アクションと重複					

## III 応急体制の確立

### 7 応急体制の充実

#### 施策項目（25）災害対策本部機能の充実強化

大規模地震災害時にも災害対策活動の中核としての機能を維持し、かつ効果的に機能するよう、各種資機材・設備の備蓄・整備を行うとともに、三重県業務継続計画（BCP）の検証等を行います。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①応急対策活動要領の見直し	応急対策活動要領等見直数	1回/年	県の応急対策活動要領を見直す。	防災危機管理部	市町事業者
②広域防災拠点の整備	整備済地域数	4地域 (3地域)	三重県広域防災拠点施設基本構想に基づき整備を実施する。	防災危機管理部	—
③災害対策活動用物資・資機材の備蓄	点検・整備回数	1回/年	整備計画に基づき、資機材を備蓄する。	防災危機管理部	市町
	計画整備数	290	携帯用救助工具を整備する。	警察本部	—



○	【新規】 ④簡易トイレの整備	整備数	8警察署	簡易トイレを警察署に整備する。	警察本部	一
	【新規】 ⑤三重県業務継続計画(BCP)の検証・見直し	検討中	検討中	三重県業務継続計画(BCP)について、検証・見直しを行う。	防災危機管理部	一
	【風水害等】 ⑥防災業務経験職員の活用検討	検討会開催回数	1回/年 (1回/年)	防災業務経験職員のリスト表の作成を行い災害時の活用を検討する。	防災危機管理部	市町
	【風水害等】 ⑦危機管理・防災に対応した人材育成	危機管理・防災職員研修の開催回数	1回/年 (1回/年)	危機管理・防災に対応した人材育成を行う。	総務部 防災危機管理部 他関係部局	事業者 市町

## 施策項目（26）市町防災力の向上

大規模地震災害が発生した場合に、迅速かつ効果的な応急対策などを実施するためには、市町の防災力の向上が不可欠です。

そのため、市町が自らの防災力の向上のために行う市町防災力診断や市町アクションプログラム、市町業務継続計画(BCP)などの各種計画の策定などを促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①市町防災力の向上	市町防災力診断結果	検討中 (45%)	市町の防災力向上のための総合的な支援を行う。	防災危機管理部	市町
②市町防災力診断	診断実施回数	7回 (4回)	市町防災力診断を実施し市町へアドバイザーを派遣する等の支援を行う。	防災危機管理部	市町
③市町アクションプログラムモデルの策定	策定	策定	市町のアクションプログラム作成を支援するためモデル版を策定する。	防災危機管理部	市町
【新規】 ④市町業務継続計画(BCP)の作成支援	検討中	検討中	市町業務継続計画(BCP)作成の作成支援を行う。	防災危機管理部	市町 事業者
【新規】 ⑤市町震災復興マニュアルの作成支援	検討中	検討中	市町地域防災計画復旧・復興編の作成支援を行う。	防災危機管理部	市町



<b>【風水害等】</b> ⑥首長等への防災・危機管理セミナー等の実施	セミナーなど 実施回数	1回/年 (1回/年)	首長などへの防災、危機管理セミナーなどを実施する。	政策部 防災危機管理部	市町
--	----------------	----------------	---------------------------	----------------	----

### 施策項目（27）緊急輸送等の体制整備

大規模地震災害が発生した場合に、救出救援、緊急物資の輸送などを迅速に行うために、緊急輸送等の交通手段を確保する必要があります。  
そのため、緊急輸送道路ネットワークの見直しや緊急輸送道路の整備など、関係機関と連携し体制を強化していきます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①緊急輸送道路ネットワークの見直し	緊急輸送道路ネットワーク 見直し	見直し	緊急輸送道路ネットワークの見直しを実施する。	県土整備部	市町
②緊急輸送道路の整備	整備率(県施行分)	検討中	緊急輸送道路となる道路の整備を実施する。	農水商工部	市町
	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備延長(km)	6.5Km		県土整備部	市町
【風水害等】 ③海運事業者等との災害時物資の輸送等に係る連携強化	情報伝達訓練 実施回数	1回/年 (1回/年)	海運業者などの災害時の物資輸送などに係る連携、強化を図る。	防災危機管理部	事業者 市町
【風水害等】 ④船舶を利用した給水・食料の提供の検討			船舶を利用した給水、食料提供などの海洋防災拠点機能の検討を行う。	防災危機管理部	市町

### 施策項目（28）医療救護体制の充実強化

大規模地震災害が発生した場合に、緊急医療を迅速かつ確実に実施するため、広域医療体制の整備を進めるとともに、災害時においても医療設備、人員が活動するために十分な医薬品、食料・飲料水などの備蓄及び供給体制を整備します。

また、災害医療を支える人材の育成に取り組みます。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①広域医療体制の整備	DMAT数	19 チーム	大規模災害時に必要な広域医療体制やDMATを充実する。	健康福祉部	—
②災害医療を支える人材育成	検討中	検討中	医師、看護師、保健師等を対象とした災害医療等に関する研修等を実施する。	健康福祉部	事業者 市町
③医療機関等における食料、飲料水の備蓄	病院における食料、飲料水備蓄率(3日分以上)	検討中	医療機関への調査等を行うとともに、備蓄促進の啓発を実施する。	健康福祉部	事業者 市町
④医薬品等の備蓄・供給体制の整備	ネットワーク見直し	随時	これまでに構築した災害時の医薬品の確保・供給体制に引き続き取り組み、必要に応じて見直し、改善を図る。	健康福祉部	事業者 市町
【風水害等】 ⑤災害拠点病院の連携強化	連絡会議開催回数	1回/年 (1回/年)	災害拠点病院との連携強化を図るために連絡会議を開催する。	健康福祉部	事業者 市町

## 8 災害復旧・生活安定対策の充実

### 施策項目（29）災害復旧体制の充実

大規模地震災害から、速やかな復旧を行うため、上水道等のライフライン設備の耐震化や、被害を受けた場合に迅速に復旧ができる体制の整備を進めます。

また、被災建築物応急危険度判定士の受け入れ、災害時に大量に発生することが予想される災害廃棄物の処理体制などの整備を促進します。

アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
①ライフライン施設の耐震化	補強済水管橋数	58橋 (53橋)	水道橋の耐震補強工事（落橋防止装置の設置）を実施する。	企業庁	市町
		37橋 (16橋)	水道橋の耐震補強工事を実施する。		
②応急復旧要員の確保及び関連業界との連携体制の強化	関連業界との研修・訓練実施回数	8回/年 (8回/年)	関連業界との連携強化について検討を行う。	企業庁	県民事業者
③水道災害広域応援協定に基づく応援体制の充実	市町と連携した訓練実施回数	3回/年 (4回/年)	市町と連携して訓練等を実施する。	企業庁	市町
④市町災害廃棄物処理計画の策定	検討中	検討中	市町における災害廃棄物処理対策の充実を促進する。	環境森林部	市町
⑤被災建築物応急危険度判定士の支援受け入れ・連携体制の整備	被災建築物応急危険度判定コーディネーター職員充足市町数	※市町の規模に応じた必要数を精査中	市町からの研修会への派遣を促進する。	県土整備部	市町
○ 【風水害等】 ⑥被災宅地危険度判定士の養成	判定士数	330人 (302人)	二次災害を防止するため、被災住宅地危険度判定士を養成する。	県土整備部	事業者 市町

### 施策項目（30）心のケア等被災者の健康管理の推進

大規模地震災害による精神的ショック、長期間の避難生活によるストレス、将来の生活再建の不安などから、病気の発症や精神的ダメージを受けることがあります。

このため、こころの健康危機管理マニュアルの検証や、マニュアルを活用した研修を実施し支援体制を整備していきます。

	アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
◎	【風水害等】 ①こころの健康危機管理マニュアルの充実	こころの健康危機管理マニュアルの検証	随時	こころの健康危機管理マニュアル（平成20年度改訂）の検証・見直しを行う。	健康福祉部	市町
◎	【風水害等】 ②こころの健康危機管理研修会の実施	こころの健康危機管理研修会開催回数	1回/年	こころの健康危機管理マニュアルなどを活用した研修を実施し、支援体制を整備する。	健康福祉部	事業者 市町

### 施策項目（31）被災者支援・復興体制の充実

大規模地震災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者には、被災状況に応じた多様な生活支援が必要です。

そのため、被災者への救援・生活支援が迅速に行えるよう支援体制の検討を実施します。

また、大規模地震による震災からの復旧・復興マニュアルの作成・検証を行い、復旧・復興体制の整備を推進します。

	アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
	①復旧・復興マニュアルの検証・見直し	見直し回数	1回/年	復興・復旧マニュアルについて、検証・見直しを行う。	防災危機管理部	—
	②被害認定担当職員の充実強化	研修会数	1回/年	被害認定担当職員への研修を実施し、職員の充実強化を図る。	防災危機管理部	市町



アクション	目標項目	目標値 (現状値)	県の取組内容	主担当部	他の主体
◎ 【風水害等】 ③自主防災組織及び民生児童委員等と連携した支援体制の検討	検討会開催地区数	9地区	被災者に対する地域での生活支援制度の検討を実施する。	防災危機管理部	県民市町
【風水害等】 ④災害救助法の周知	説明会実施回数	1回/年 (1回/年)	市町担当者を対象に、災害時要援護者支援対策、福祉避難所の整備・指定の促進、応急仮設住宅建設、災害時の貸付制度等について説明会を実施する。	健康福祉部	市町